

町県民税・所得税の 申告受付が始まります

申告は正しくお早めに！
受付期間は**2月16日(火)**から
3月15日(月)まで

■町県民税の申告

この申告は、平成22年1月1日現在、当町に住所がある方の平成21年中の所得について申告していただくものです。所得が全くなかった方、社会保険料控除、扶養控除等の諸控除を受ける方も申告が必要となります。なお、次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。

- 税務署で確定申告をする（した）方
- 日本年金機構（旧社会保険庁）などから町に公的年金の支払報告書が提出されている方
- 勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方
- 確定申告をしている方の税法上の扶養となっている方

※申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明した場合、さ

■所得税の申告

かのぼって課税がされたり、加算税等が別途かかることがありますので、ご注意ください。

次に該当する方は、申告が必要となります。

- 平成21年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けている方
- 事業所得や不動産所得などがある方で、平成21年中の各種の所得の合計額が基礎控除等の諸控除の合計額を超える方

◆還付申告ができる場合◆

- 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別税額控除などを受けることができる方
- 年の途中で退職し、再就職をせず、年末調整を受けなかった方

町民税務課では農業所得のある方を対象に事前相談会を2月4日(木)から6日(土)まで開催します。

平成22年度住民税の主な税制の改正点

1. 住宅借入金等特別税額控除の創設

平成21年から25年までの入居者において、所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、当該年分の所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の町県民税から控除する制度が創設されました。

※住宅関係の控除に関して、詳しくは広報ごか1月号4ページを参照ください。

2. 上場株式等の配当等に対する課税の見直し

○申告分離課税制度の創設

平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税のほかに、申告分離課税が選択できます。

	総合課税	申告分離課税
配当控除	受けられる	受けられない
上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない	できる
税率	町県民税 10% 所得税 5～40%	町県民税 3% 所得税 7%

○上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長

上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率（町県民税3%、所得税7%）が3年間延長されました。（申告分離課税のみ該当）

3. 土地の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

平成21年から22年の間に取得した土地（所有期間が5年超のものに限る。）等を譲渡した場合、その譲渡所得から1,000万円を控除するという措置が創設されました。

※住民税の課税に影響があるのは、平成28年度以降となります。